

改正

平成20年2月19日告示第9号

平成24年11月30日告示第105号

南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、市が必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による災害をいう。
- (2) 原子力災害 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることのできる者は、市内に住所を有し、かつ、小学校又は中学校に在学する者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると市長が認める準要保護者

(就学援助の種類)

第4条 就学援助は、次に掲げる範囲内で行うものとする。

- (1) 新入学学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費
- (4) 体育実技用具費
- (5) 校外活動費

- (6) 修学旅行費
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費

2 前項各号の就学援助は、必要に応じ、行うものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者への援助は、前項第6号及び第9号の就学援助に限る。

(受給資格認定の申請)

第5条 就学援助の認定を受けようとする保護者は、就学援助受給認定申請書(様式第1号)に次に掲げるもののうち必要な書類を添えて、児童生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 生活保護認定を廃止され、又は停止された者は、保護廃止(停止)決定通知書の写し
- (2) 障がい者、寡夫又は寡婦(夫又は妻と死別、離別、若しくは妻又は夫と生死不明)であって、所得が125万円以下(市町村民税非課税)である者は、課税所得証明書(世帯用)。ただし、障がい者については、障害者手帳の写し
- (3) 災害等により市町村民税、個人事業税、固定資産税又は国民健康保険税が減免されている者(東日本大震災又は原子力災害による減免を除く。)は、減免通知書の写し
- (4) 国民年金の保険料の免除(法定免除、申請免除)を受けている者(東日本大震災又は原子力災害による免除を除く。)で法定免除の場合は、年金証書の写し又は申請免除の場合は、免除決定通知書の写し
- (5) 児童扶養手当を受けている者は、証書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に援助する必要があると認められる者は、市長が必要とする書類

2 学校長は、前項の認定申請書等を受理したときは、速やかに要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第2号)を作成し、認定申請書を添えて市長に提出しなければならない。

(受給資格の認定)

第6条 市長は、前条の認定申請書及び要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票を受理したときは、第3条に規定する資格の有無を審査し、受給資格の認定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により受給資格の認定の決定をしたときは、就学援助受給認定決定

通知書（様式第3号）により、受給資格を認定しない場合は、就学援助受給非認定決定通知書（様式第4号）により学校長を経由して保護者に通知する。

（受給資格辞退の届出）

第7条 受給資格の認定を受けている者が就学援助を必要としなくなったときは、受給資格辞退届出書（様式第5号）を学校長を経由して、市長に提出しなければならない。

（就学援助の支給額）

第8条 就学援助の支給額は、予算の範囲内で南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

（支給の方法）

第9条 就学援助は、学校長を通じ、保護者に対し支給を行う。

（就学援助の停止及び認定の取消し）

第10条 市長は、保護者が偽りその他不正の申請をしたとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取り消すことができる。

（就学援助費の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により就学援助を受けた保護者に対して、その全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、就学援助の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小高町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成17年小高町訓令第3号）、鹿島町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成17年鹿島町告示第7号）又は原町市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成17年原町市告示第52号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月30日告示第105号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）